

シナプス

第213号



大東中央幼稚園園長室だより
平成26年6月16日発行

☆園長コラム ☆キンダーカウンセラーコラム
☆担任の保育日誌から ☆身体測定結果

大東中央
幼稚園

出来る事なら…!!

愈々来年4月から、乳幼児教育（保育）世界に『子ども・子育て支援法』による新制度が導入されます。乳幼児教育の構図が大きく変わって、小学校就学前の乳幼児たちの集団生活の場（勿論、家庭生活を中心ではあります……）が、現状の4種類から5種類（私学助成による幼稚園・施設給付型幼稚園・幼稚園型及び保育園型認定子ども園・保育園・家庭保育等の地域型小規模保育園）に増える事になり、しかも、子どもたちを、支援法第19条第1号に該当する=満3歳以上小学校就学前の家庭で保育が可能な子ども = “1号認定子ども”・支援法第19条第2号に該当する=満3歳以上小学校就学前の家庭で保育が困難な子ども = “2号認定子ども”・支援法第19条第3号に該当する=満3歳未満の家庭で保育が困難な子ども = “3号認定子ども”の3種類に分類される事になります。（各市町村が、保護者の申し出を基に認定します。但し、幼稚園に通園する子たちは、幼稚園が括して市町村に届け出します。）これは、予定通りに施行されれば、現年中・年少児たちにも直接関係する法制度となります。

本園は、出来る事なら現行の私学助成を受けながらの学校法人立幼稚園を維持する方向を望んでおります=この場合は、現状通り、通園いただく子たちの家庭には何ら制限が無く、専業主婦家庭の子たちは勿論、お母さんが就業されても延長保育制度を利用していただいて入園希望いただく事が出来ます。今までと全く変わることはありません。=が、ここには大きな問題があります。

一つ目の問題点は、現行の私学助成が、将来的に維持拡充されるのかどうかが疑わしい点です。二つ目の問題点は、仮に本園が、施設給付型幼稚園 = 私学助成でなく、大東市から幼稚園運営の為の給付金が支給される幼稚園。=に移行するかどうかを検討するにも、未だ国（内閣府）及び大東市が、具体的な給付額を明確に提示していない為、幼稚園の運営が維持できるかどうかの判断がつかない点にあります。

本園の選択肢にはもう一つ、幼稚園型認定子ども園（幼稚園の認可を取り消して、現行の保育園とほぼ同じ様な保育をする。）への移行がありますが、現時点で私どもは、これを選択する余地はないと考えております。

ところで、今回の『子ども・子育て支援法』の最大の目的は『待機児童の解消』にあると言われていますが、現下の待機児童は、その殆どが0・1・2歳の乳幼児たちです。子どもたちの成長にとって最も大切なこの時期に『子育ての外注』を進めて、いったい日本の将来をどのように考えているのでしょうか。子どもたちの教育の柱は、家庭教育にあるとは謳っているものの、実態は『子育ての外注化促進』に他ならない制度に思えてなりません。

子どもの最大の幸せは、特に0・1・2歳の乳幼児期に常に、お母さんの温もりを感じる距離感の範囲で生活する事にあるのではないでしょうか。それを大人の都合で、日本経済の都合で、無理矢理引き離して生活させるのは、乳幼児にとっては、拷問・虐待に等しい事だと言つても、決して言いすぎではないと思われます。

辻 本 博 人